

# 名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<平成27年6月・修正案>

名古屋市防災会議



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	1	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第11節 略</p> <p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】 略</p> <p>【道路等応急対策】</p> <p>第1～第8 略</p> <p>第13節～第35節 略</p> <p>第2章 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節～第11節 略</p> <p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】 略</p> <p>【道路等応急対策】</p> <p>第1～第8 略</p> <p><u>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</u></p> <p>第13節～第35節 略</p> <p>第2章 略</p>	事項の追加
2	11	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動活動体制</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>1、2 略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>消 防 長</u></p> <p><u>消防局災害対策課</u></p>	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動活動体制</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>1、2 略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>防災危機管理局長</u></p> <p><u>防災危機管理局危機対策室</u></p>	組織の改正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>休日・勤務時間外における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>消 防 長</u></p> <p><u>防災・危機管理部長</u></p> <p><u>災害対策課長</u></p> <p><u>災害対策係長</u></p> <p>名古屋地方気象台 <u>観測予報課</u> 751-0909</p> <p>3～6 略</p> <p>第3 配備体制下の活動体制</p> <p>略</p> <p>1 準備体制下の活動</p> <p>略</p> <p>(1) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課長(防災・危機管理部主幹(初動対応))</u>は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。</p> <p>(2) 関係各局の防災主管課長は、出先か</p>	<p>休日・勤務時間外における伝達系統図</p> <p>図中</p> <p><u>防災危機管理局長</u></p> <p><u>防災危機管理局次長</u></p> <p><u>危機対策室長</u></p> <p><u>危機対策係長</u></p> <p>名古屋地方気象台 <u>(削除)</u> 751-0909</p> <p>3～6 略</p> <p>第3 配備体制下の活動体制</p> <p>略</p> <p>1 準備体制下の活動</p> <p>略</p> <p>(1) <u>防災危機管理局危機対策室長(防災危機管理局主幹(初動対応))</u>は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。</p> <p>(2) 関係各局の防災主管課長は、出先か</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ら情報等を収集したときは、すみやかに<u>消防局防災・危機管理部災害対策課（防災・危機管理部主幹（初動対応））</u>に通報する。</p> <p>(3) 配備について本庁各局は、<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長（防災・危機管理部主幹（初動対応））</u>からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。</p> <p>(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長（防災・危機管理部主幹（初動対応））</u>に通報する。</p> <p>(7) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>様式 略</p>	<p>ら情報等を収集したときは、すみやかに<u>防災危機管理局危機対策室長（防災危機管理局主幹（初動対応））</u>に通報する。</p> <p>(3) 配備について本庁各局は、<u>防災危機管理局危機対策室長（防災危機管理局主幹（初動対応））</u>からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>防災危機管理局危機対策室長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。</p> <p>(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を<u>防災危機管理局危機対策室長（防災危機管理局主幹（初動対応））</u>に通報する。</p> <p>(7) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>様式 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
		<p>計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="434 478 994 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>事象等</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>略</td> <td>1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>略</td> <td>1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 配備種別</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="434 997 994 1356"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事象等	略	準備体制	略	1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略	略	警戒体制	略	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略	略	略				配備種別	事象等	略	準備	1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略	略	第1非常配備	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略	略	略			<p>計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1055 478 1615 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>事象等</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>略</td> <td>1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>略</td> <td>1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 配備種別</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1055 997 1615 1356"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備</td> <td>1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事象等	略	準備体制	略	1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略	略	警戒体制	略	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略	略	略				配備種別	事象等	略	準備	1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略	略	第1非常配備	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略	略	略			<p>表記の整理</p>
区分	内容	事象等	略																																																									
準備体制	略	1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略	略																																																									
警戒体制	略	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略	略																																																									
略																																																												
配備種別	事象等	略																																																										
準備	1 略 2 愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略	略																																																										
第1非常配備	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から愛知県沿岸水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略	略																																																										
略																																																												
区分	内容	事象等	略																																																									
準備体制	略	1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき 3 略	略																																																									
警戒体制	略	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4, 5 略	略																																																									
略																																																												
配備種別	事象等	略																																																										
準備	1 略 2 愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたとき（注1） 3、4 略	略																																																										
第1非常配備	1, 2 略 3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。愛知県知事から高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注5）。 4, 5 略	略																																																										
略																																																												

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>別表1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <u>消防局（総括部）</u>                      緑政土木局（部）                      上下水道局（部）                 </div> </p> <p>別表2 略</p> <p>別表3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     総括部、緑政土木部                 </div> </p> <p>別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     総括部                      健康福祉部                      緑政土木部                      上下水道部                 </div> </p> <p>気象関係参考 1-1-1 1 略</p>	<p>別表1 水防警報が発せられる河川名等及び配備該当局（部）・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <u>防災危機管理局</u>                      （総括部）                      緑政土木局（部）  <u>消防局（部）</u>                      上下水道局（部）                 </div> </p> <p>別表2 略</p> <p>別表3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     総括部、緑政土木部、<u>消防部</u> </div> </p> <p>別表4 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当部・区本部 表中  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     総括部                      健康福祉部                      緑政土木部  <u>消防部</u>                      上下水道部                 </div> </p> <p>気象関係参考 1-1-1 1 略</p>	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

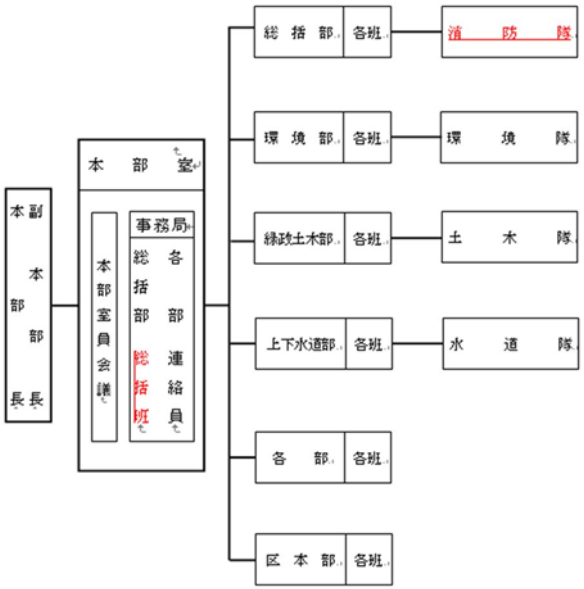
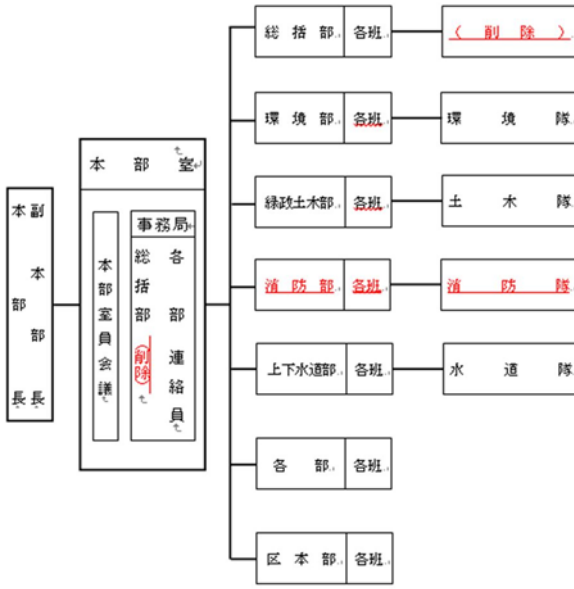
連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等） 表中</p> <table border="1" data-bbox="400 424 994 667"> <tr> <td data-bbox="400 424 546 667">大雨注意報</td> <td data-bbox="546 424 994 667">                     雨量基準                      ・1時間雨量（R1）が30mm以上                      土壌雨量指数基準                      ・土壌雨量指数 <u>75</u> 以上                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="400 715 994 1054"> <tr> <td data-bbox="400 715 546 1054">大雨警報</td> <td data-bbox="546 715 994 1054">                     雨量基準                      平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上                      平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上                      土壌雨量指数基準                      ・土壌雨量指数 <u>100</u> 以上                 </td> </tr> </table> <p>3、4 略</p>	大雨注意報	雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>75</u> 以上	大雨警報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>100</u> 以上	<p>2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等） 表中</p> <table border="1" data-bbox="1028 424 1621 667"> <tr> <td data-bbox="1028 424 1173 667">大雨注意報</td> <td data-bbox="1173 424 1621 667">                     雨量基準                      ・1時間雨量（R1）が30mm以上                      土壌雨量指数基準                      ・土壌雨量指数 <u>92</u> 以上                 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1028 715 1621 1054"> <tr> <td data-bbox="1028 715 1173 1054">大雨警報</td> <td data-bbox="1173 715 1621 1054">                     雨量基準                      平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上                      平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上                      土壌雨量指数基準                      ・土壌雨量指数 <u>130</u> 以上                 </td> </tr> </table> <p>3、4 略</p>	大雨注意報	雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>92</u> 以上	大雨警報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>130</u> 以上	<p>基準の見直し</p>
大雨注意報	雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>75</u> 以上											
大雨警報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>100</u> 以上											
大雨注意報	雨量基準 ・1時間雨量（R1）が30mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>92</u> 以上											
大雨警報	雨量基準 平坦地 1時間雨量（R1）が50mm以上 平坦地以外 1時間雨量（R1）が60mm以上 土壌雨量指数基準 ・土壌雨量指数 <u>130</u> 以上											



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
3	28	<p>第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1、2 略 3 設置及び廃止の通知 略</p> <table border="1" data-bbox="416 568 992 715"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部</td> <td>略</td> <td>総括部総括班長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 警戒本部の組織及び運営 略</p> <p>1 本部組織図</p>	通知先	通知の手段	責任者	各部	略	総括部総括班長	略			<p>第2節 災害警戒本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害警戒本部の設置及び廃止 1、2 略 3 設置及び廃止の通知 略</p> <table border="1" data-bbox="1037 568 1612 715"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部</td> <td>略</td> <td>総括部作戦班長</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 警戒本部の組織及び運営 略</p> <p>1 本部組織図</p>	通知先	通知の手段	責任者	各部	略	総括部作戦班長	略			組織の改正
通知先	通知の手段	責任者																				
各部	略	総括部総括班長																				
略																						
通知先	通知の手段	責任者																				
各部	略	総括部作戦班長																				
略																						

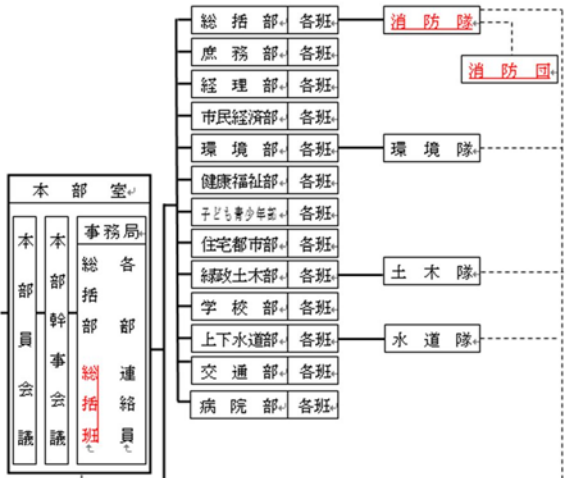
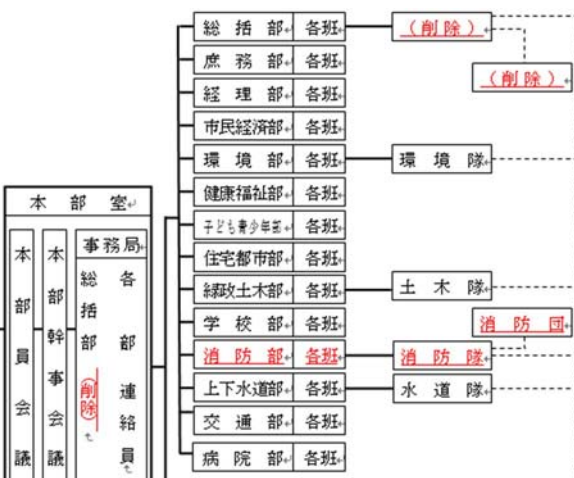
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		 <p>2、3 略                      4 本部室                      (1) 略                      (2) 本部室は本部室員会議によって運営するものとし、庶務は総括部 <u>(総括班)</u> が行う。                      (3) 本部室員会議                      ア 略                      イ 本部室長は <u>消防局防災・危機管理</u></p>	 <p>2、3 略                      4 本部室                      (1) 略                      (2) 本部室は本部室員会議によって運営するものとし、庶務は総括部 <u>(削除)</u> が行う。                      (3) 本部室員会議                      ア 略                      イ 本部室長は <u>防災危機管理局次長</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																														
		<p><u>部長</u>をもって充て、副本部室長は<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>をもって充てる。</p> <p>ウ～キ 略 (4)、(5) 略 5 略</p>	<p>をもって充て、副本部室長は<u>防災危機管理局危機対策室長</u>をもって充てる。</p> <p>ウ～キ 略 (4)、(5) 略 5 略</p>																															
4	32	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止 1、2 略 3 設置及び廃止の通知 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部</td> <td>略</td> <td><u>総括部総括班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>県本部</td> <td>略</td> <td><u>総括部総括班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>第2 本部の組織及び運営 1 本部組織図 図中</p>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	各部	略	<u>総括部総括班長</u>	略			県本部	略	<u>総括部総括班長</u>	略			<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止 1、2 略 3 設置及び廃止の通知 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部</td> <td>略</td> <td><u>総括部作戦班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>県本部</td> <td>略</td> <td><u>総括部作戦班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>第2 本部の組織及び運営 1 本部組織図 図中</p>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	各部	略	<u>総括部作戦班長</u>	略			県本部	略	<u>総括部作戦班長</u>	略			組織の改正
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																
各部	略	<u>総括部総括班長</u>																																
略																																		
県本部	略	<u>総括部総括班長</u>																																
略																																		
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																
各部	略	<u>総括部作戦班長</u>																																
略																																		
県本部	略	<u>総括部作戦班長</u>																																
略																																		

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																
		 <p>2 略 3 本部員等 (1) 略 (2) 略</p> <table border="1" data-bbox="403 1053 996 1165"> <thead> <tr> <th colspan="6">本 部 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計管理者</td> <td>市長室長</td> <td>総務局長</td> <td>財務局長</td> <td>市民経済局長</td> <td>環境局長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局長</td> <td>子ども青少年局長</td> <td>住宅都市局長</td> <td>緑政土木局長</td> <td>教育長</td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>上下水道局長</td> <td>交通局長</td> <td>病院局長</td> <td colspan="3">消防局防災・危機管理担当局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 本部長は、本部員の中から消防局防災・危機管理担当局長を防災監として指名する。</p>	本 部 員						会計管理者	市長室長	総務局長	財務局長	市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長	消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長	消防局防災・危機管理担当局長			 <p>2 略 3 本部員等 (1) 略 (2) 略</p> <table border="1" data-bbox="1041 1053 1612 1165"> <thead> <tr> <th colspan="6">本 部 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計管理者</td> <td>防災危機管理局長</td> <td>市長室長</td> <td>総務局長</td> <td>財務局長</td> <td>市民経済局長</td> </tr> <tr> <td>環境局長</td> <td>健康福祉局長</td> <td>子ども青少年局長</td> <td>住宅都市局長</td> <td>緑政土木局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td>上下水道局長</td> <td>交通局長</td> <td>病院局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として指名する。</p>	本 部 員						会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	財務局長	市民経済局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長	消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長			
本 部 員																																																				
会計管理者	市長室長	総務局長	財務局長	市民経済局長	環境局長																																															
健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長	消防長																																															
上下水道局長	交通局長	病院局長	消防局防災・危機管理担当局長																																																	
本 部 員																																																				
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	財務局長	市民経済局長																																															
環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	教育長																																															
消防長	上下水道局長	交通局長	病院局長																																																	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考												
		<p>(4) 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部室は、本部員会議と本部幹事会議との連携によって運営するものとし、庶務は総括部 <u>(総括班)</u> が行う。</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) ~ (ソ) 略</p> <p>(タ) 略</p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1" data-bbox="400 1050 981 1198"> <tr> <td>幹事長</td> <td>消防局防災・危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>消防局防災・危機管理部災害対策課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>(5)~(7) 略</p>	幹事長	消防局防災・危機管理部長	副幹事長	消防局防災・危機管理部災害対策課長	略		<p>(4) 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本部室は、本部員会議と本部幹事会議との連携によって運営するものとし、庶務は総括部 <u>(削除)</u> が行う。</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) ~ (ソ) 略</p> <p><u>(タ) 避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること。</u></p> <p>(チ) 略</p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1" data-bbox="1021 1050 1601 1198"> <tr> <td>幹事長</td> <td>防災危機管理局次長</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>防災危機管理局危機対策室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>(5)~(7) 略</p>	幹事長	防災危機管理局次長	副幹事長	防災危機管理局危機対策室長	略		<p>対策の整備</p> <p>組織の改正</p>
幹事長	消防局防災・危機管理部長															
副幹事長	消防局防災・危機管理部災害対策課長															
略																
幹事長	防災危機管理局次長															
副幹事長	防災危機管理局危機対策室長															
略																

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>5 略</p> <p>6 区本部 (1)～(4) 略 (5) 区本部室 略</p> <p>ア 区連絡会議 (ア)～(ウ) 略 (エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各区隊長に指示をすることができる。この場合、区本部長は、総括部 <u>(総括班)</u> を経由し、その旨をすみやかに本部室へ報告する。</p> <p>イ 略</p> <p>7～9 略</p> <p>第3 勤務時間外(夜間・休日等)における市長(本部長)、副市長(副本部長)の緊急登庁</p> <p>1、2 略</p> <p>3 本部長の緊急登庁</p>	<p>5 略</p> <p>6 区本部 (1)～(4) 略 (5) 区本部室 略</p> <p>ア 区連絡会議 (ア)～(ウ) 略 (エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各区隊長に指示をすることができる。この場合、区本部長は、総括部 <u>(削除)</u> を経由し、その旨をすみやかに本部室へ報告する。</p> <p>イ 略</p> <p>7～9 略</p> <p>第3 勤務時間外(夜間・休日等)における市長(本部長)、副市長(副本部長)の緊急登庁</p> <p>1、2 略</p> <p>3 本部長の緊急登庁</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>略</p> <p>また、状況により <b>総括部</b> が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時には、ヘリコプターによるものとする。</p> <p>4 副本部長の緊急登庁</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 庶務部が対応することができず、かつ、<b>総括部</b> が消防隊の車両による緊急登庁業務の遂行が可能であると判断した場合には、副本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第4～第6 略</p> <p>別表1-3-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="398 1050 981 1337"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>総括部</td> <td><b>消防局</b></td> <td><b>消防長</b></td> <td>1～6 略 7 消火・救急・救助活動に関すること 8 水防活動に関すること 9 航空輸送の確保に関すること</td> </tr> </table>	略				総括部	<b>消防局</b>	<b>消防長</b>	1～6 略 7 消火・救急・救助活動に関すること 8 水防活動に関すること 9 航空輸送の確保に関すること	<p>略</p> <p>また、状況により <b>消防部</b> が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時には、ヘリコプターによるものとする。</p> <p>4 副本部長の緊急登庁</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 庶務部が対応することができず、かつ、<b>消防部</b> が消防隊の車両による緊急登庁業務の遂行が可能であると判断した場合には、副本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第4～第6 略</p> <p>別表1-3-1</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="1016 1050 1599 1337"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>総括部</td> <td><b>防災危機管理局</b></td> <td><b>防災危機管理局长</b></td> <td>1～6 略 <del>(削除)</del></td> </tr> </table>	略				総括部	<b>防災危機管理局</b>	<b>防災危機管理局长</b>	1～6 略 <del>(削除)</del>	<p>組織の改正</p>
略																				
総括部	<b>消防局</b>	<b>消防長</b>	1～6 略 7 消火・救急・救助活動に関すること 8 水防活動に関すること 9 航空輸送の確保に関すること																	
略																				
総括部	<b>防災危機管理局</b>	<b>防災危機管理局长</b>	1～6 略 <del>(削除)</del>																	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考	
					10 略 11 <u>り災証明(火災によるもの)に関する</u> <u>こと</u>				7 略 <u>(削除)</u>	表記の整理  組織の改正 表記の整理	
		略				略					
		緑政土木部	略	略	1~6 略 7 農林漁業関係の融資に関すること	緑政土木部	略	略	1~6 略 7 農林漁業関係の融資の <u>相談</u> に関する こと		
		略				略					
		上下水道部	略	略	1 水道水・工業用水道の供給に関する こと 2,3 略				1 <u>消火・救急・救助活動に関する</u> <u>こと</u> 2 <u>水防活動に関する</u> <u>こと</u> 3 <u>航空輸送の確保に関する</u> <u>こと</u> 4 <u>火災予防及び消防広報に関する</u> <u>こと</u> 5 <u>り災証明(火災によるもの)に関する</u> <u>こと</u>		
		略				消防部	消防局	消防長			
		上下水道部	略	略	1 水道水・工業用水 <u>(削除)</u> の供給に関する こと 2,3 略						
		略				略					
		2, 3, 様式 略				2, 3, 様式 略					



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
5	51	<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 平常時の情報収集体制</p> <p>略</p> <p>(1) 市役所における情報収集・伝達要領</p> <p>ア <u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u>は、平常時から水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに<u>消防局防災・危機管</u></p>	<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 平常時の情報収集体制</p> <p>略</p> <p>(1) 市役所における情報収集・伝達要領</p> <p>ア <u>防災危機管理局危機対策室</u>は、平常時から水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領</p> <p>ア 略</p> <p>イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに<u>防災危機管理局危機</u></p>	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>理部災害対策課長</u>に通報するものとする。</p> <p>3 気象予警報の受領・伝達要領</p> <p>(1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>が受領する。</p> <p>水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>が受領する。</p> <p>(2) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、副市長及び<u>消防長</u>に報告するとともに、関係各局に伝達する。</p> <p>(3) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u></p>	<p><u>対策室長</u>に通報するものとする。</p> <p>3 気象予警報の受領・伝達要領</p> <p>(1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は<u>防災危機管理局危機対策室長</u>が受領する。</p> <p>水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、<u>防災危機管理局危機対策室長</u>が受領する。</p> <p>(2) <u>防災危機管理局危機対策室長</u>は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、副市長及び<u>防災危機管理局長</u>に報告するとともに、関係各局に伝達する。</p> <p>(3) <u>防災危機管理局危機対策室長</u>から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>防災危機管理局危機対策室長</u>は上</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>長</u>は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。</p> <p>(6) <u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u>における予警報の伝達に関する業務は、<u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>が命ずる者がこれを担当する。</p> <p>気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。</p> <p>図中</p> <div data-bbox="403 805 728 917" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p><u>NTT</u> <u>マーケティングアクト104大阪センタ</u></p> </div> <p>4 特別警報の公衆等への周知措置について</p> <p><u>消防局防災・危機管理部災害対策課長</u>は、特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。</p> <p>略</p> <p>5, 6 略</p>	<p>司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。</p> <p>(6) <u>防災危機管理局危機対策室</u>における予警報の伝達に関する業務は、<u>防災危機管理局危機対策室長</u>が命ずる者がこれを担当する。</p> <p>気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。</p> <p>図中</p> <div data-bbox="1019 805 1355 861" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p><u>西日本電信電話(株)</u></p> </div> <p>4 特別警報の公衆等への周知措置について</p> <p><u>防災危機管理局危機対策室長</u>は、特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。</p> <p>略</p> <p>5, 6 略</p>	<p>体制の整理</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>7 災害危険箇所等の情報 略</p> <p>(1) 堤防の情報 図中 <u>総括部</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設の情報 図中 <u>総括部</u></p> <p>(4) 堤防決壊等の情報 図中 <u>総括部</u></p> <p>(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報 略 図中 <u>総括部</u></p> <p>(6)、(7) 略</p> <p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p> <p>1 情報センターの運営 図中 総括部<u>総括班</u></p> <p>2 略</p> <p>第3 被害情報、対策情報の収集伝達 略</p> <p>1 被害情報等の収集・伝達 (1) 被害情報等の区分及び収集担当</p>	<p>7 災害危険箇所等の情報 略</p> <p>(1) 堤防の情報 図中 <u>消防部</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 農業用施設の情報 図中 <u>消防部</u></p> <p>(4) 堤防決壊等の情報 図中 <u>消防部</u></p> <p>(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報 略 図中 <u>消防部</u></p> <p>(6)、(7) 略</p> <p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p> <p>1 情報センターの運営 図中 総括部<u>(削除)</u></p> <p>2 略</p> <p>第3 被害情報、対策情報の収集伝達 略</p> <p>1 被害情報等の収集・伝達 (1) 被害情報等の区分及び収集担当</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
		<p>略 (人、建物の被害)</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="405 424 904 719"> <tr><td>担当部</td></tr> <tr><td>区本部※</td></tr> <tr><td>区本部※(総括部)</td></tr> <tr><td>所管部、区本部、(総括部)</td></tr> <tr><td>区本部※、(総括部)</td></tr> <tr><td>区本部</td></tr> </table> <p>(部門別の情報)</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="405 818 994 916"> <tr> <td>危険物関係 情報</td> <td>危険物施設</td> <td>総括部</td> </tr> </table> <p>(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段</p> <p>図中</p> <table border="1" data-bbox="405 1062 640 1114"> <tr><td>総括部 総括班</td></tr> </table> <p>(3) 被害情報等の収集・報告の方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 収集の方法 (ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 確定報告内容</p>	担当部	区本部※	区本部※(総括部)	所管部、区本部、(総括部)	区本部※、(総括部)	区本部	危険物関係 情報	危険物施設	総括部	総括部 総括班	<p>略 (人、建物の被害)</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1025 424 1525 719"> <tr><td>担当部</td></tr> <tr><td>区本部※</td></tr> <tr><td>区本部※(消防部)</td></tr> <tr><td>所管部、区本部、(消防部)</td></tr> <tr><td>区本部※、(消防部)</td></tr> <tr><td>区本部</td></tr> </table> <p>(部門別の情報)</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1025 818 1615 916"> <tr> <td>危険物関係 情報</td> <td>危険物施設</td> <td>消防部</td> </tr> </table> <p>(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段</p> <p>図中</p> <table border="1" data-bbox="1025 1062 1261 1114"> <tr><td>総括部 (削除)</td></tr> </table> <p>(3) 被害情報等の収集・報告の方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 収集の方法 (ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) 確定報告内容</p>	担当部	区本部※	区本部※(消防部)	所管部、区本部、(消防部)	区本部※、(消防部)	区本部	危険物関係 情報	危険物施設	消防部	総括部 (削除)	
担当部																								
区本部※																								
区本部※(総括部)																								
所管部、区本部、(総括部)																								
区本部※、(総括部)																								
区本部																								
危険物関係 情報	危険物施設	総括部																						
総括部 総括班																								
担当部																								
区本部※																								
区本部※(消防部)																								
所管部、区本部、(消防部)																								
区本部※、(消防部)																								
区本部																								
危険物関係 情報	危険物施設	消防部																						
総括部 (削除)																								

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を<u>消防長</u>に提出する。</p> <p>ウ 報告の方法</p> <p>(ア) 報告先</p> <p>各部・区本部からの報告先は情報センターとする。</p> <p>ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、総括部<u>総括班</u>経由とする）。</p> <p>略</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 県災害対策本部への報告</p> <p>総括部<u>総括班</u>は、庶務部資料班が取りまとめた被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、県本部が設置されていないときは県防災局災害</p>	<p>応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を<u>防災危機管理局長</u>に提出する。</p> <p>ウ 報告の方法</p> <p>(ア) 報告先</p> <p>各部・区本部からの報告先は情報センターとする。</p> <p>ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、総括部<u>(削除)</u>経由とする）。</p> <p>略</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 県災害対策本部への報告</p> <p>総括部<u>(削除)</u>は、庶務部資料班が取りまとめた被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、県本部が設置されていないときは県防災局災害</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>対策課とする。 略 オ 略 2 対策情報の収集・伝達 略 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) 略 (イ) 避難所開設指示後における避難所施設の情報 区本部は、避難所施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部<del>総括班</del>へ報告する。</p> <p>図中 総括部<del>総括班</del> 略</p>	<p>害対策課とする。 略 オ 略 2 対策情報の収集・伝達 略 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) 略 (イ) 避難所開設指示後における避難所施設の情報 区本部は、避難所施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部<del>(削除)</del>へ報告する。</p> <p>図中 総括部<del>(削除)</del> 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ 車両、資機材等の調達依頼 略</p> <p>図中 総括部 <u>総括班</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部 <u>総括班</u> に対し、派遣要請依頼を行う。(総括部長あて様式1-7-1 (1-7-2) を提出する。)</p> <p>図中 総括部 <u>総括班</u></p> <p>カ 応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部 <u>総括班</u> を経由する。 略</p>	<p>ウ 車両、資機材等の調達依頼 略</p> <p>図中 総括部 <u>(削除)</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部 <u>(削除)</u> に対し、派遣要請依頼を行う。(総括部長あて様式1-7-1 (1-7-2) を提出する。)</p> <p>図中 総括部 <u>(削除)</u></p> <p>カ 応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部 <u>(削除)</u> を経由する。 略</p>	



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>図中</p> <p>総括部<b>総括班</b></p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは災害対策支援情報ネットワークにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部<b>総括班</b>を経由する。</p> <p>図中</p> <p>総括部<b>総括班</b></p> <p>略</p> <p>ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部<b>総括班</b>へそれぞれ報告する。</p> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p> <p>1 無線電話</p> <p>(1) 無線電話の統制</p>	<p>図中</p> <p>総括部 <u>(削除)</u></p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは災害対策支援情報ネットワークにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部 <u>(削除)</u> を経由する。</p> <p>図中</p> <p>総括部 <u>(削除)</u></p> <p>略</p> <p>ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部 <u>(削除)</u> へそれぞれ報告する。</p> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>略</p> <p>1 無線電話</p> <p>(1) 無線電話の統制</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括部<u>指令センター班</u>が行う。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 各無線電話の通信系統図は、附属資料編 <u>255 ページ</u>参照。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表、様式 略</p>	<p>ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括部<u>(削除)</u>が行う。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 各無線電話の通信系統図は、附属資料編 <u>計画資料 58</u> 参照。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>別表、様式 略</p>	表記の整理
6	80	<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、庶務部が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、<u>英語をはじめと</u></p>	<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時要援護者への広報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国人</p> <p>外国人への情報提供は、庶務部が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、<u>上記 3(7)の広</u></p>	対策の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p><u>する多言語による広報紙やチラシの配布</u>により情報提供を行う。</p> <p>また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオ<u>での英語をはじめとする多言語</u>による放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。</p> <p>第2 略</p>	<p><u>報紙の翻訳など</u>により情報提供を行う。</p> <p>また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオ <u>(削除)</u> による <u>多言語</u> 放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。</p> <p>第2 略</p>																									
7	86	<p>第7節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時等の応援に関する協定書</td> <td>略</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	災害時等の応援に関する協定書	略	消防局	21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）	略		略			<p>第7節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時等の応援に関する協定書</td> <td>略</td> <td>防災危機管理局</td> </tr> <tr> <td>21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	災害時等の応援に関する協定書	略	防災危機管理局	21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）	略		略			組織の改正
名称	締結団体・機関	所管局																										
災害時等の応援に関する協定書	略	消防局																										
21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）	略																											
略																												
名称	締結団体・機関	所管局																										
災害時等の応援に関する協定書	略	防災危機管理局																										
21 大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）	略																											
略																												

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考						
		<table border="1" data-bbox="398 280 994 478"> <tr> <td data-bbox="398 280 719 478">水道災害相互応援に関する覚書</td> <td data-bbox="719 280 887 478">日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者</td> <td data-bbox="887 280 994 478">緑政土 木局</td> </tr> </table> <p data-bbox="398 478 994 526">略</p> <p data-bbox="398 526 994 574">2 略</p> <p data-bbox="398 574 994 622">3 応援要請の方法</p> <p data-bbox="398 622 994 670">(1) 略</p> <p data-bbox="398 670 994 1005">(2) 総括部<del>総括班</del>は、関係法令及び相互 応援協定等に定める応援要請の手続 き方法に基づき、協定等の所管部を通 じて他の地方公共団体等への応援要 請を行うとともに、関係部・区本部に 対し、応援職員の宿泊施設の確保等受 け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p data-bbox="398 1005 994 1053">4、5 略</p> <p data-bbox="398 1053 994 1149">災害対策基本法に基づく応援要請の流れ 略</p> <p data-bbox="398 1149 994 1244">第2 自衛隊に対する派遣要請 略</p> <p data-bbox="398 1244 994 1292">1 略</p> <p data-bbox="398 1292 994 1340">2 派遣要請依頼</p>	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者	緑政土 木局	<table border="1" data-bbox="1016 280 1619 478"> <tr> <td data-bbox="1016 280 1337 478">水道災害相互応援に関する覚書</td> <td data-bbox="1337 280 1505 478">日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者等 <del>71団体</del></td> <td data-bbox="1505 280 1619 478">緑政土 木局</td> </tr> </table> <p data-bbox="1016 478 1619 526">略</p> <p data-bbox="1016 526 1619 574">2 略</p> <p data-bbox="1016 574 1619 622">3 応援要請の方法</p> <p data-bbox="1016 622 1619 670">(1) 略</p> <p data-bbox="1016 670 1619 1005">(2) 総括部<del>(削除)</del>は、関係法令及び相 互応援協定等に定める応援要請の手 続き方法に基づき、協定等の所管部を 通じて他の地方公共団体等への応援 要請を行うとともに、関係部・区本部 に対し、応援職員の宿泊施設の確保等 受け入れ準備を伝達・指示する。</p> <p data-bbox="1016 1005 1619 1053">4、5 略</p> <p data-bbox="1016 1053 1619 1149">災害対策基本法に基づく応援要請の流れ 略</p> <p data-bbox="1016 1149 1619 1244">第2 自衛隊に対する派遣要請 略</p> <p data-bbox="1016 1244 1619 1292">1 略</p> <p data-bbox="1016 1292 1619 1340">2 派遣要請依頼</p>	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者等 <del>71団体</del>	緑政土 木局	<p data-bbox="1630 414 1982 462">表記の整理</p> <p data-bbox="1630 654 1982 702">組織の改正</p>
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者	緑政土 木局								
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会 愛知県支部長、 企業庁、名古屋 市、及び県下の 水道事業者等 <del>71団体</del>	緑政土 木局								

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ 略 エ 総括部<del>総括班</del>は、災害派遣要請依頼書（様式 1-7-1）を県知事（防災局<del>防災課</del>）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ 総括部<del>総括班</del>は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。 カ 総括部<del>総括班</del>は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。</p> <p>(2) 法第 68 条の 2 第 2 項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ 略</p>	<p>(1) 法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ 略 エ 総括部<del>（削除）</del>は、災害派遣要請依頼書（様式 1-7-1）を県知事（防災局<del>防災課</del>）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ 総括部<del>（削除）</del>は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。 カ 総括部<del>（削除）</del>は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。</p> <p>(2) 法第 68 条の 2 第 2 項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ 略</p>	<p>誤記修正</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>エ 総括部<del>総括班</del>は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。</p> <p>オ 総括部<del>総括班</del>は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。</p> <p>カ 総括部<del>総括班</del>は、速やかに、県知事（防災局<del>防災課</del>）に自衛隊への通知をした事項について通知する。</p> <p>キ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>様式 略</p>	<p>エ 総括部<del>(削除)</del>は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。</p> <p>オ 総括部<del>(削除)</del>は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。</p> <p>カ 総括部<del>(削除)</del>は、速やかに、県知事（防災局<del>災害対策課</del>）に自衛隊への通知をした事項について通知する。</p> <p>キ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>様式 略</p>	<p>誤記修正</p>
8	96	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1 水防活動上必要な連絡体制</p> <p>(1) 水防出動並びに水防警戒解除の連絡</p>	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 通信連絡系統</p> <p>1 水防活動上必要な連絡体制</p> <p>(1) 水防出動並びに水防警戒解除の連絡</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>図中 <u>総括部</u></p> <p>2 洪水予報の連絡 略</p> <p>(1) 国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報（庄内川・矢田川〔国管理区間〕）</p> <p>図中 <u>総括部</u> <u>災害時要援護者</u>利用施設</p> <p>(2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）</p> <p>図中 <u>総括部消防部</u> <u>災害時要援護者</u>利用施設</p> <p>3 水防警報の連絡 略</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川・津波水防警報）</p> <p>図中 <u>総括部</u></p> <p>(2) 愛知県知事が行う水防警報（新川・日光川・天白川・八田川・<u>愛知県沿岸</u>）</p> <p>〔新川・天白川・八田川〕</p> <p>図中 <u>総括部</u> 〔日光川〕</p>	<p>図中 <u>消防部</u></p> <p>2 洪水予報の連絡 略</p> <p>(1) 国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報（庄内川・矢田川〔国管理区間〕）</p> <p>図中 <u>消防部</u> <u>要配慮者</u>利用施設</p> <p>(2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）</p> <p>図中 <u>消防部</u> <u>要配慮者</u>利用施設</p> <p>3 水防警報の連絡 略</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川・津波水防警報）</p> <p>図中 <u>消防部</u></p> <p>(2) 愛知県知事が行う水防警報（新川・日光川・天白川・八田川・<u>高潮・津波水防警報</u>）</p> <p>〔新川・天白川・八田川〕</p> <p>図中 <u>消防部</u> 〔日光川〕</p>	<p>組織の改正</p> <p>組織の改正及び法の改正</p> <p>組織の改正</p> <p>表記の整理</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>図中 <u>総括部</u> 〔<u>愛知県沿岸</u>・津波水防警報〕</p> <p>図中 <u>総括部</u></p> <p>4 特別警戒水位（避難判断水位）の連絡略</p> <p>(1) 県が通知する河川（矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・蟹江川・五条川・大山川・福田川） 〔矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・五条川（下流）・大山川〕</p> <p>図中 <u>総括部</u> 〔蟹江川・福田川〕</p> <p>図中 <u>総括部</u> 〔五条川（上流）〕</p> <p>図中 <u>総括部</u></p> <p>5 略</p> <p>6 防潮壁陸閘の開閉連絡（海岸線）</p> <p>図中 <u>総括部</u></p> <p>7 防潮壁陸閘の開閉連絡（新川）</p> <p>図中 <u>総括部</u></p> <p>8 堀川口防潮水門の開閉連絡</p> <p>図中 <u>総括部</u></p>	<p>図中 <u>消防部</u> 〔<u>高潮</u>・津波水防警報〕</p> <p>図中 <u>消防部</u></p> <p>4 特別警戒水位（避難判断水位）の連絡略</p> <p>(1) 県が通知する河川（矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・蟹江川・五条川・大山川・福田川） 〔矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・五条川（下流）・大山川〕</p> <p>図中 <u>消防部</u> 〔蟹江川・福田川〕</p> <p>図中 <u>消防部</u> 〔五条川（上流）〕</p> <p>図中 <u>消防部</u></p> <p>5 略</p> <p>6 防潮壁陸閘の開閉連絡（海岸線）</p> <p>図中 <u>消防部</u></p> <p>7 防潮壁陸閘の開閉連絡（新川）</p> <p>図中 <u>消防部</u></p> <p>8 堀川口防潮水門の開閉連絡</p> <p>図中 <u>消防部</u></p>	<p>表記の整理 組織の改正</p>



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 活動内容</p> <p>1、2 略</p> <p>3 水防出動等</p> <p><u>総括部</u>、緑政土木部、上下水道部、区本部その他関係の部にあつては、水防警報が発せられた場合及びはん濫注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。</p> <p>(1) 準備</p> <p>次の基準に基づき、<u>総括部及び</u>緑政土木部は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を指示する。また、職員等が出動する体制をとるとともに、必要に応じて水防警戒のため出動するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 出動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 堤防の漏水、決壊等の危険を覚知</p>	<p>第4 活動内容</p> <p>1、2 略</p> <p>3 水防出動等</p> <p><u>(削除)</u> 緑政土木部、<u>消防部</u>、上下水道部、区本部その他関係の部にあつては、水防警報が発せられた場合及びはん濫注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。</p> <p>(1) 準備</p> <p>次の基準に基づき、<u>(削除)</u> 緑政土木部 <u>及び消防部</u>は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を指示する。また、職員等が出動する体制をとるとともに、必要に応じて水防警戒のため出動するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(2) 出動</p> <p>ア 略</p> <p>イ 堤防の漏水、決壊等の危険を覚知</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>した場合、その他水防管理者が必要と認めた場合には、<u>総括部</u>、緑政土木部、上下水道部、区本部その他関係の部は、連携して次の活動を行うものとする。</p> <p>(ア)～(キ)略</p> <p>(3)略</p> <p>4 略</p> <p>5 資器材等の調達 略</p> <p>なお、車両等にあつては、本章第12節「輸送・道路等応急対策、第1 車両等の調達」によるが、緑政土木部においては、水防活動に資するため、あらかじめ民間業者等と行っている借上げ協定に基づき、不足する車両・舟艇を調達し利用するものとする。</p> <p>6、7 略</p>	<p>した場合、その他水防管理者が必要と認めた場合には、<u>(削除)</u> 緑政土木部、<u>消防部</u>、上下水道部、区本部その他関係の部は、連携して次の活動を行うものとする。</p> <p>(ア)～(キ)略</p> <p>(3)略</p> <p>4 略</p> <p>5 資器材等の調達 略</p> <p>なお、車両等にあつては、本章第12節「輸送・道路等応急対策、第1 車両等の調達」によるが、緑政土木部においては、水防活動に資するため、あらかじめ民間業者等と行っている借上げ協定<u>等</u>に基づき、不足する車両・舟艇を調達し利用するものとする。</p> <p>6、7 略</p>	<p>対策の整理</p>
9	106	<p>第9節 消防活動 略</p> <p>第1 消防活動の目標 略</p>	<p>第9節 消防活動 略</p> <p>第1 消防活動の目標 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1～3 略</p> <p>4 救急活動</p> <p>原則として、現有の救急隊により<u>応急救護活動</u>を実施するものとし、救急隊以外の消防部隊の投入は、災害状況及び消防力の状況から判断する。</p> <p><u>負傷者</u>の搬送にあつては、<u>受入れ病院の医療体制及び医療情報</u>を把握するとともに、重症患者からの搬送を実施する。</p> <p>第2 初動体制の確立</p> <p>1 <u>総括部</u>の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、通信体制の確立</p> <p>指令<u>センター</u>班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立に当たる。</p> <p>(3) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 救急活動</p> <p>原則として、現有の救急隊により<u>(削除)</u>実施するものとし、救急隊以外の消防部隊の投入は、災害状況及び消防力の状況から判断する。</p> <p><u>傷病者</u>の搬送にあつては、<u>医療関係情報及び医療機関の受入れ体制</u>を把握するとともに、重症患者からの搬送を実施する。</p> <p>第2 初動体制の確立</p> <p>1 <u>消防部</u>の措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、通信体制の確立</p> <p>指令<u>(削除)</u>班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立に当たる。</p> <p>(3) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集</p>	<p>対策の整理</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>総括部</u>は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、<u>署所における高所監視</u>、参集者等あらゆる手段を活用する。</p> <p>2 活動情報の収集          限りある消防力をもって災害に対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。<u>総括部</u>は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重要防御地域等を考慮した部隊運用を実施するものとする。</p> <p>3 略          第4 略          第5 消防活動要領          1 略          2 消防部隊の活動</p>	<p><u>消防部</u>は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報 <u>(削除)</u>、参集者等あらゆる手段を活用する。</p> <p>2 活動情報の収集          限りある消防力をもって災害に対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。<u>消防部</u>は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重要防御地域等を考慮した部隊運用を実施するものとする。</p> <p>3 略          第4 略          第5 消防活動要領          1 略          2 消防部隊の活動</p>	<p>施設の廃止</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 略</p> <p>(2) 救急隊の活動要領 略 なお、多数の<u>負傷者</u>が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を総括部へ要請するものとする。</p> <p>(3) 救助隊の活動要領 市域全般の被害状況に基づき、指令<u>センター</u>班の出動指令に基づき、必要と認める場所に出動するものとし、活動にあたっては、関係者との間に明確な任務分担を設けるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 応援体制</p> <p>1 略</p> <p>2 消防本部室の応援消防部隊運用</p> <p>(1) 応援消防部隊は、原則として<u>総括部長</u>の指揮下で活動するものとする。</p> <p>(2) <u>総括部長</u>は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるよう</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 救急隊の活動要領 略 なお、多数の<u>傷病者</u>が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を総括部へ要請するものとする。</p> <p>(3) 救助隊の活動要領 市域全般の被害状況に基づき、指令<u>(削除)</u>班の出動指令に基づき、必要と認める場所に出動するものとし、活動にあたっては、関係者との間に明確な任務分担を設けるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 応援体制</p> <p>1 略</p> <p>2 消防本部室の応援消防部隊運用</p> <p>(1) 応援消防部隊は、原則として<u>消防部長</u>の指揮下で活動するものとする。</p> <p>(2) <u>消防部長</u>は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるよう</p>	<p>表記の整理</p> <p>組織の改正</p> <p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>に、応援消防部隊の配置を決定する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、<u>総括部長</u>は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊に対し、必要な地域への出動を命ずる。</p> <p>3、4 略</p>	<p>に、応援消防部隊の配置を決定する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、<u>消防部長</u>は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊に対し、必要な地域への出動を命ずる。</p> <p>3、4 略</p>	
10	113	<p>第10節 避難</p> <p>略</p> <p>第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>	<p>第10節 避難</p> <p>略</p> <p>第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難勧告・指示の実施</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を実施しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p>	法の改正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 帰宅困難者対策</p> <p>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が<u>高い</u>ことから、<u>市は</u>、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難対策に<u>対する</u>基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。<u>また、</u>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す<u>など、帰宅困難者対策に努める。</u></p> <p>第4～第7 略</p>	<p>5 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 帰宅困難者対策</p> <p><u>市は</u>、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が<u>ある</u>ことから、<u>次の対策を実施する。</u></p> <p><u>1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u></p> <p>「むやみに移動<u>(帰宅)</u>を開始しない」という帰宅困難対策の<u>基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性</u>について平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p><u>2 事業者による物資の備蓄等の促進</u></p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す<u>ものとする。</u></p> <p>第4～第7 略</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
11	121	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p><u>救護班及び救護所等に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。</u></p> <p>(1) <u>災害直後</u></p> <p>救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</p> <p>(2) <u>初動時</u></p> <p><u>救護班は、医薬品・衛生材料等が不足する場合、地域医療活動拠点（保健所）に対し、供給の要請を行う。</u></p> <p>救護班からの供給要請を受けた地域医療活動拠点（保健所）は、医薬品等供給業者に対し、<u>医薬品・衛生材料等の供給を依頼する。</u> 医薬品・衛生材</p>	<p>第11節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(1) <u>救護班及び救護所等</u></p> <p><u>災害直後、救護班等</u>はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。<u>医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点（保健所）に対し、供給の要請を行う。</u></p> <p>(2) <u>地域医療活動拠点（保健所）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>救護班等から<u>医薬品・衛生材料等</u>の供給要請を受けた地域医療活動拠点（保健所）は、医薬品等供給業者に対し、<u>（削除）</u>供給を依頼する。医薬品・</p>	<p>対策の整備</p>



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p><u>健康福祉部長は、地域医療活動拠点（保健所）からの供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</u></p> <p><u>さらに、備蓄医薬品で対応できない場合、もしくは災害発生後の被害状況を把握し、必要と認めた場合には、速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。</u></p> <p>(3) <u>初動時以降</u></p>	<p>衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>市災害対策本部</u></p> <p><u>ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</u></p> <p><u>イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点（保健所）から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>健康福祉部長は、<u>医薬品等が不足する場合</u>、応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。</p> <p>(4) 調達の終了</p> <p>健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復もしくは卸・小売<u>り</u>業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。</p>	<p><u>防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</u></p> <p><u>ウ 医薬品・衛生材料等が不足する場合、または災害発生後の被害状況を把握し必要と認めた場合には、健康福祉部長は、速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。</u></p> <p><u>エ</u> 健康福祉部長は <u>(削除)</u>、<u>必要に応じて</u>応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。</p> <p>(4) 調達の終了</p> <p>健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復もしくは卸<u>売業者</u>・小売 <u>(削除)</u> 業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考									
		<p>2 略</p> <p>3 輸血用血液の確保 略</p> <p>〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕</p> <p>図中</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備蓄拠点</td> <td>医薬品卸協同組合</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海歯科用品商協同組合愛知県支部</td> </tr> </table> <p>【保健衛生】</p> <p>略</p> <p>第1 感染症予防</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 感染症患者の入院</p> <p>感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。</p>	備蓄拠点	医薬品卸協同組合	略	東海歯科用品商協同組合愛知県支部	<p>2 略</p> <p>3 輸血用血液の確保 略</p> <p>〔医薬品・衛生材料供給の流れ〕</p> <p>図中</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(削除)</td> <td><u>愛知県</u>医薬品卸協同組合</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海歯科用品商協同組合愛知県支部</td> </tr> <tr> <td><u>愛知県医療機器販売業協会</u></td> </tr> </table> <p><u>※ 救護所を市立中学校に設置した場合、名古屋市薬剤師会に備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。</u></p> <p>【保健衛生】</p> <p>略</p> <p>第1 感染症予防</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 感染症患者の入院</p> <p>感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。<u>(ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医</u></p>	(削除)	<u>愛知県</u> 医薬品卸協同組合	略	東海歯科用品商協同組合愛知県支部	<u>愛知県医療機器販売業協会</u>	<p>団体の追加</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整理</p>
備蓄拠点	医薬品卸協同組合												
	略												
	東海歯科用品商協同組合愛知県支部												
(削除)	<u>愛知県</u> 医薬品卸協同組合												
	略												
	東海歯科用品商協同組合愛知県支部												
	<u>愛知県医療機器販売業協会</u>												

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>なお、やむを得ない事情がある場合は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u>第19条、第46条に基づき、市長が適当と認める病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 保健衛生 略 1、2 略 3 歯科医療救護活動 (1) 略</p>	<p><u>療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条に規定する一類感染症及び二類感染症に限る。）</u></p> <p>なお、やむを得ない事情がある場合は、<u>感染症法</u>第19条、第46条に基づき、市長が適当と認める病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 環境防疫作業の協力要請</u> <u>本部長は、環境防疫作業において必要な場合は、協定に基づき公益社団法人愛知県ペストコントロール協会への協力要請を行う。</u></p> <p>第2 保健衛生 略 1、2 略 3 歯科医療救護活動 (1) 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 歯科医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。</p> <p>4、5 略</p> <p>第3 食品衛生 略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 食品衛生検査所班</p> <p>(1) 中央卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>第4、第5 略</p>	<p>(2) 歯科<b>保健</b>医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。</p> <p>4、5 略</p> <p>第3 食品衛生 略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 食品衛生検査所班</p> <p>(1) 中央卸売市場<b>本場</b>を流通する食品の監視指導及び検査</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>第4、第5 略</p>	表記の整理
12	130	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】 略</p> <p>【道路等応急対策】 略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 交通規制</p> <p>交通管理者による交通規制については、本編 第3章 第22節 <b>警察活動</b>を参照す</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】 略</p> <p>【道路等応急対策】 略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 交通規制</p> <p>交通管理者による交通規制については、本編 第1章 第22節 <b>第2 交通対策</b>を</p>	誤記修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>るものとする。</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>第6 要員及び建設機械等の確保</p> <p>1 要員の確保</p> <p>応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第1節 初動活動体制」並びに「第7節 応援要請」及び「第20節 労務供給」によるほか、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。</p> <p>2 建設機械等の確保</p> <p>応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、(社)名古屋建設業協会及び(社)愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザーを始めとする主要な建設機械器具等の種類別能</p>	<p>参照するものとする。</p> <p>略</p> <p>1～5 略</p> <p>第6 要員及び建設機械等の確保</p> <p>1 要員の確保</p> <p>応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第1節 初動活動体制」並びに「第7節 応援要請」及び「第20節 労務供給」によるほか、(一社)名古屋建設業協会及び(一社)愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。</p> <p>2 建設機械等の確保</p> <p>応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、(一社)名古屋建設業協会及び(一社)愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザーを始めとする主要な建設機械器具等の</p>	<p>一般社団法人化</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。</p> <p>略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 他の道路管理者等との相互協力</p> <p>1 緑政土木部は、風水害等により道路施設が損壊若しくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。</p> <p>略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 他の道路管理者等との相互協力</p> <p>1 緑政土木部は、風水害等により道路施設が損壊若しくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と<u>道路啓開及び</u>道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。</p> <p>2～3 略</p> <p><u>第9 災害対策基本法による放置車両等の措置</u></p> <p><u>1 道路の区間の指定及び措置命令</u></p> <p><u>(1) 緑政土木部は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、道路における車両の通行が停止し、又は</u></p>	<p>対策の整備</p> <p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。</u></p> <p><u>車両等についての具体的な措置の内容は、主に次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・道路の左側や歩道への移動</u></li> <li><u>・車間距離を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）</u></li> <li><u>・沿道の空き地や駐車場への移動</u></li> <li><u>・車両から落下した積載物の車両への再積載</u></li> </ul> <p><u>車両等の占有者等へこれらの措置を命ずることにより、緊急通行車両の通行のため、最低限一車線を確保する</u></p>	



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(2) 緑政土木部は、道路の区間の指定をしようとするときは、災害対策基本法施行令第 33 条の 3 の規定に基づき、あらかじめ、指定しようとする道路の区間とその理由を愛知県公安委員会に通知するものとする。緊急を要する場合で、愛知県公安委員会に通知するいとまがないときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知するものとする。</u></p> <p><u>2 車両等の占有者等への周知</u></p> <p><u>緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災害対策基本法第 76 条の 6 第 2 項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対し当該指定について周知するものとする。</u></p> <p><u>3 道路管理者自らが行う車両の移動等</u></p> <p><u>次の場合においては、緑政土木部は、災害対策基本法第 76 条の 6 第 3 項の規</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>定に基づき、自ら1の措置をとることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・1の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合</u></li> <li><u>・相手方が現場にいないために1の措置をとることを命ずることができない場合</u></li> <li><u>・道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に1の措置をとらせることはできないと認めて、命令をしないこととした場合</u></li> </ul> <p><u>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</u></p> <p><u>4 車両等の移動に必要な土地の一時使用</u></p> <p><u>緑政土木部は、1又は3の措置をとるためやむを得ない必要がある場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。</u></p> <p><u>5 損失補償</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
			<p><u>3又は4の措置により通常生ずべき損失については、補償するものとする。</u></p>	
13	137	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：乾パン、<u>パン</u>、アルファ化米、粉ミルク、缶詰、<u>弁当</u>等</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 飲料水・その他生活用水</p> <p>(1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第1章第23節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。</p>	<p>第13節 食品・生活必需品等の供給 略</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：<u>ビスケット</u>、乾パン、<u>(削除)</u>アルファ化米、粉ミルク、<u>パン</u>、<u>弁当</u>、缶詰 <u>(削除)</u>等</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 飲料水・その他生活用水</p> <p>(1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第1章第23節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。<u>また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的</u></p>	<p>対策の整備</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(2) 略 4 略	<u>な給水として避難所に備蓄した飲料水を使用する。</u> (2) 略 4 略	
14	145	第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略 第1 遺体の搜索・収容 1～2 略 3 搜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。 (連絡窓口は総括部 <u>総括班</u> ) (2)～(4) 略 4 遺体の搜索・収容の方法 略 (1) 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、 <u>総括部</u> 消防隊に通	第15節 遺体の搜索、処理及び火葬 略 第1 遺体の搜索・収容 1～2 略 3 搜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。 (連絡窓口は総括部 <u>(削除)</u> ) (2)～(4) 略 4 遺体の搜索・収容の方法 略 (1) 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、 <u>消防部</u> 消防隊に通	組織の改正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～4 略</p> <p>5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部<u>総括班</u>に職員の派遣要請をすることができる。</p> <p>第3～第6 略</p>	<p>報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～4 略</p> <p>5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、総括部<u>(削除)</u>に職員の派遣要請をすることができる。</p> <p>第3～第6 略</p>																	
15	153	<p>第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="398 1193 996 1359"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回当たり</td> <td>388台</td> <td>815人 (市職員のみ)</td> <td>932 t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1回当たり	388台	815人 (市職員のみ)	932 t	<p>第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1019 1193 1617 1359"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回当たり</td> <td>377台</td> <td>783人 (市職員のみ)</td> <td>897 t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1回当たり	377台	783人 (市職員のみ)	897 t	<p>時点修正</p>
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1回当たり	388台	815人 (市職員のみ)	932 t																	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1回当たり	377台	783人 (市職員のみ)	897 t																	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、日常生活に支障を及ぼさないようにするため、<u>避難所に設置する仮設トイレは下水道直結式を主体に備蓄し、くみ取式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</u></p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、<u>仮設トイレの設置</u>を必要とする避難所及びその必要数の把握に努める。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取式仮設トイレの設置必要数及び環境部の被害状況等に</p>	<p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、日常生活に支障を及ぼさないようにするため、<u>避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</u></p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の作成</p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、<u>災害用トイレ</u>を必要とする避難所及びその必要数の把握に努める。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>エ し尿の非常処理計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置必要数及び環境部の被害状況等に</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>基づき作成する。</p> <p>(2) <u>仮設</u>トイレの<u>設置</u>等</p> <p><u>ア 設置</u></p> <p><u>避難所の収容能力に対応できるように、市内の避難所に仮設トイレを設置する。特に、下水道直結式の仮設トイレについては、利用者の安全を確保したうえ、原則として避難所周辺等の「震災用」のマンホールに設置できるように備蓄・保管に努める。</u></p> <p><u>イ 備蓄・保管</u></p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ<u>及び簡易パック式トイレを備蓄する。</u></p> <p>これら備蓄する<u>仮設</u>トイレは、避難所等ですぐに使用できるように、原則として避難所に保管するように努める。</p> <p>本市の備蓄で不足する<u>仮設</u>トイレは、他都市の応援及び<u>民間業者</u>から</p>	<p>に基づき作成する。</p> <p>(2) <u>災害用</u>トイレの<u>備蓄</u>等 <u>(削除)</u></p> <p>災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、<u>簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座の備蓄を進める。</u></p> <p>これら備蓄する<u>災害用</u>トイレは、避難所等ですぐに使用できるように、原則として避難所に保管するように努める。</p> <p>本市の備蓄で不足する<u>災害用</u>トイレは、他都市の応援及び<u>協定を締結</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>必要数を調達することとする。</p> <p>(3) 収集方法 ア、イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、協定を締結している民間事業者に応援を要請する。<u>なお、民間事業者からの応援を受けても処理できない場合は、他都市の応援を要請する。</u></p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回当たり</td> <td>27台</td> <td>58人 (市職員のみ)</td> <td>52.7kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 環境部の保有するし尿<u>処理施設</u>の最大処理能力は次のとおりである。 略 (4) 略 (5) し尿<u>処理施設</u>の復旧計画 施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。</p>		車両数	人員	最大収集能力	1回当たり	27台	58人 (市職員のみ)	52.7kℓ	<p><u>している民間事業者</u>から必要数を調達することとする。</p> <p>(3) 収集方法 ア、イ 略 ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、<u>他都市及び</u>協定を締結している民間事業者に応援を要請する。<u>(削除)</u></p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車両数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回当たり</td> <td>26台</td> <td>56人 (市職員のみ)</td> <td>49.5 kℓ</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 環境部の保有するし尿<u>作業場</u>の最大処理能力は次のとおりである。 略 (4) 略 (5) し尿<u>作業場</u>の復旧計画 施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。</p>		車両数	人員	最大収集能力	1回当たり	26台	56人 (市職員のみ)	49.5 kℓ	<p>時点修正 対策の整理</p>
	車両数	人員	最大収集能力																	
1回当たり	27台	58人 (市職員のみ)	52.7kℓ																	
	車両数	人員	最大収集能力																	
1回当たり	26台	56人 (市職員のみ)	49.5 kℓ																	



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(6) し尿の<u>収集</u>処理体制</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(くみ取り式仮設トイレ設置)</u> 避難所等</p> </div> <p>第3 略</p>	<p>(6) し尿の<u>(削除)</u>処理体制</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(削除)</u>くみ取り式仮設トイレ設置<u>(削除)</u> 避難所等</p> </div> <p>第3 略</p>	表記の整理
16	157	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1、2 略</p> <p>3 本市が実施する事務</p> <p>応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中的<u>現場管理</u>、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。</p> <p>4、5 略</p> <p>6 <u>工事管理</u></p> <p>住宅都市部長は、県の補助として工事中的<u>現場管理</u>を行う。</p> <p>7～9 略</p>	<p>第17節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 応急仮設住宅</p> <p>1、2 略</p> <p>3 本市が実施する事務</p> <p>応急仮設住宅に関して本市が行うべき事務は、建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中的<u>現地確認</u>、入居管理事務等である。住宅都市部長は、これらの事務を経理部、健康福祉部及び区本部等と連携し実施する。</p> <p>4、5 略</p> <p>6 <u>工事中の現地確認</u></p> <p>住宅都市部長は、県の補助として工事中的<u>現地確認</u>を行う。</p> <p>7～9 略</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第2 略 第3 住宅の障害物除去 略 1 災害救助法に基づく障害物除去の実施 略 (1) 略 (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 (3) 略 2 略 第4～第6 略	第2 略 第3 住宅の障害物除去 略 1 災害救助法に基づく障害物除去の実施 略 (1) 略 (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 (3) 略 2 略 第4～第6 略	誤記修正
17	160	第18節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1～3 略 4 奨学に関する措置 (1) 教科書及び学用品の給与 ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住するこ	第18節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1～3 略 4 奨学に関する措置 (1) 教科書及び学用品の給与 ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することが	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>とができない状態となったものを 含む。)により就学上欠くことので きない学用品をそう失又はき損し、 直ちに入手することができない状 態にある <u>小学校児童、中学校生徒</u> <u>(特別支援学校の小学部児童及び</u> <u>中学部生徒を含む。)</u> 及び <u>高等学校</u> <u>生徒</u> に対して必要最小限度の学用 品を給与し、それらの者の就学の便 を図るものとする。</p> <p>イ 略 ウ 給与のための費用は、次の額の範 囲内とする。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品費</p> <p><u>小学校児童</u>、 <u>中学校生徒</u>、 <u>高等学校生徒</u> } <u>災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条第1項</u> <u>及び第2項の規定に基づき知事が定める額</u></p> <p>エ～キ 略 (2) 奨学措置</p>	<p>できない状態となったものを含む。)により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある <u>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒</u> に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。</p> <p>イ 略 ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。 (ア) 略 (イ) 文房具及び通学用品費</p> <p><u>災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき知事が定める額</u></p> <p>エ～キ 略 (2) 奨学措置</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校<u>入学料の免除</u></p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき<u>入学料の免除</u>措置を講ずる。</p> <p>5 略</p> <p>第2 略</p>	<p>ア、イ 略</p> <p>ウ 市立高等学校<u>授業料等の減免</u></p> <p>市立高等学校にあつては、申請により、基準に基づき<u>授業料等の減免</u>措置を講ずる。</p> <p>5 略</p> <p>第2 略</p>	規則の改正
18	171	<p>第20節 労務供給</p> <p>略</p> <p>第1 労働者の雇用</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 労働者の賃金</p> <p>雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（総括部<u>総括班</u>）が定める。</p> <p>4 略</p> <p>第2、別表 略</p>	<p>第20節 労務供給</p> <p>略</p> <p>第1 労働者の雇用</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 労働者の賃金</p> <p>雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（総括部<u>（削除）</u>）が定める。</p> <p>4 略</p> <p>第2、別表 略</p>	組織の改正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
19	173	<p>第21節 区の応急対策活動 略 第1～第3 略 第4 情報連絡活動 略 1 被害情報の収集・報告 (1) 略 (2) 当日の報告内容 ア、イ 略 ウ 確定報告内容 応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を<u>消防長</u>に提出する。 (3) 略 2 対策情報の伝達 略 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告</p>	<p>第21節 区の応急対策活動 略 第1～第3 略 第4 情報連絡活動 略 1 被害情報の収集・報告 (1) 略 (2) 当日の報告内容 ア、イ 略 ウ 確定報告内容 応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を<u>防災危機管理局長</u>に提出する。 (3) 略 2 対策情報の伝達 略 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告</p>	<p>組織の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>住民が避難を開始し、避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部<u>総括班</u>へ報告する。</p> <p>略</p> <p>ウ 車両、資機材等の調達依頼                      車両、資機材等を必要とする場合は、総括部<u>総括班</u>を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 自衛隊の派遣要請依頼                      自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部<u>総括班</u>に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。(総括部長あて 様式1-7-1 (1-7-2) を提出する。)</p> <p>カ 応急対策の実施要請                      区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする</p>	<p>住民が避難を開始し、避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部 <u>(削除)</u> へ報告する。</p> <p>略</p> <p>ウ 車両、資機材等の調達依頼                      車両、資機材等を必要とする場合は、総括部 <u>(削除)</u> を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 自衛隊の派遣要請依頼                      自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部 <u>(削除)</u> に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。(総括部長あて 様式1-7-1 (1-7-2) を提出する。)</p> <p>カ 応急対策の実施要請                      区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>場合は、総括部<b>総括班</b>を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。</p> <p>ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、総括部<b>総括班</b>を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部<b>総括班</b>へ報告する。</p> <p>略</p> <p>(3) 対策情報の伝達系統</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総括部<b>総括班</b></div> <p>3 略</p>	<p>場合は、総括部<b>(削除)</b>を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。</p> <p>ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、総括部<b>(削除)</b>を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部<b>(削除)</b>へ報告する。</p> <p>略</p> <p>(3) 対策情報の伝達系統</p> <p>図中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総括部<b>(削除)</b></div> <p>3 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請</p> <p>緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、総括部 <u>総括班</u> に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ 電子メール(きずなネット防災情報)</p> <p>必要に応じて総括部 <u>総括班</u> に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。</p> <p>ク 緊急速報メール</p>	<p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請</p> <p>緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、総括部 <u>(削除)</u> に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>キ 電子メール(きずなネット防災情報)</p> <p>必要に応じて総括部 <u>(削除)</u> に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。</p> <p>ク 緊急速報メール</p>	



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部<u>総括班</u>に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 実施方法</p> <p>略</p> <p>ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達 総括部<u>総括班</u>に対し、放送局への協力依頼を要請する。</p> <p>(カ) 電子メール(きずなネット防災情報)による伝達 <u>総括班</u>に対し、電子メール(きずなネット防災情報)による配信</p>	<p>津波、洪水等に関する情報及び避難の準備、勧告、指示に関する広報事項で必要がある場合は、総括部<u>(削除)</u>に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難準備情報、避難勧告・指示の実施</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 実施方法</p> <p>略</p> <p>ア 準備情報、勧告又は指示の伝達方法</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達 総括部<u>(削除)</u>に対し、放送局への協力依頼を要請する。</p> <p>(カ) 電子メール(きずなネット防災情報)による伝達 <u>総括部</u>に対し、電子メール(きずなネット防災情報)による配信</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>を要請する。</p> <p>(キ) 緊急速報メールによる伝達 総括部<del>総括班</del>に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 実施報告 避難勧告又は指示の実施をした場合、及び警察官、自衛官等から指示を実施した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部<del>総括班</del>へ報告する。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 避難状況等の報告</p> <p>(1) 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部<del>総括班</del>へ報告する。</p> <p>(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、総括部<del>総括班</del></p>	<p>を要請する。</p> <p>(キ) 緊急速報メールによる伝達 総括部 <del>(削除)</del> に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。</p> <p>イ 略</p> <p>(6) 実施報告 避難勧告又は指示の実施をした場合、及び警察官、自衛官等から指示を実施した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部 <del>(削除)</del> へ報告する。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 避難状況等の報告</p> <p>(1) 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部 <del>(削除)</del> へ報告する。</p> <p>(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、総括部 <del>(削除)</del></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>へ報告する。</p> <p>4 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する(総括部<del>総括班</del>経由)。</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第10～第12 略</p>	<p>へ報告する。</p> <p>4 略</p> <p>第7、第8 略</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送力の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調達依頼</p> <p>経理部総務班に対し、愛知県トラック協会からの車両調達を依頼する(総括部<del>(削除)</del>経由)。</p> <p>略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第10～第12 略</p>	
20	189	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 道路管理者及び公安委員会(県警察)における措置</p> <p>(1)、(2) 略</p>	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 道路管理者及び公安委員会(県警察)における措置</p> <p>(1)、(2) 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 交通安全施設及び交通管制機器の確保                      緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、線上の交通を確保する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 強制排除措置                      ア～ウ 略</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等                      ア 略</p>	<p>(3) 交通安全施設及び交通管制機器の確保                      緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を<u>維持</u>させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、<u>路線</u>上の交通を確保する。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>2 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 強制排除措置                      ア～ウ 略</p> <p><u>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等                      ア 略</p>	<p>誤記修正</p> <p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等<u>確認</u>届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。(別記様式 1-22-1 緊急通行車両等届出書参照)</p> <p>ウ 緊急通行車両であると<u>認定</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。(別記様式 1-22-2 緊急通行車両確認証明書、別記 1-22-3 標章参照)</p> <p>エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>様式 略</p>	<p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等 <u>(削除)</u> 届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。(別記 様式 1-22-1 緊急通行車両等届出書参照)</p> <p>ウ 緊急通行車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。(別記様式 1-22-2 緊急通行車両確認証明書、別記 1-22-3 標章参照)</p> <p>エ 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3~5 略</p> <p>様式 略</p>	<p>誤記修正</p>
21	197	<p>第 23 節 ライフライン施設の応急復 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第 1 給水対策 1 略</p>	<p>第 23 節 ライフライン施設の応急復 【給水及び水道施設等応急対策】 略 第 1 給水対策 1 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
		<p>2 給水体制 略</p> <p>(1) 給水方法 ア、イ 略 ウ <u>飲料水</u>の安全確保 道路等が冠水した場合にあって も、配水圧力を一定以上に保って給 水を継続し、汚水の流入を防止す る。 なお、<u>飲料水</u>の安全を確保するた め、給水栓水での残留塩素濃度が 0.2mg/l以上となるよう、浄水場に おける塩素注入率を高める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力-1（配水池等の貯水量） 平成 <u>26</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="398 1189 994 1337"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td><u>649,109</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m <sup>3</sup> )	略			計	33	<u>649,109</u>	<p>2 給水体制 略</p> <p>(1) 給水方法 ア、イ 略 ウ <u>水道水</u>の安全確保 道路等が冠水した場合にあって も、配水圧力を一定以上に保って給 水を継続し、汚水の流入を防止す る。 なお、<u>水道水</u>の安全を確保するた め、給水栓水での残留塩素濃度が 0.2mg/l以上となるよう、浄水場に おける塩素注入率を高める。</p> <p>エ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p>給水能力-1（配水池等の貯水量） 平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="1016 1189 1612 1337"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td><u>665,749</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m <sup>3</sup> )	略			計	33	<u>665,749</u>	<p>誤記修正</p> <p>時点修正</p>
施設名	施設数	貯水量 (m <sup>3</sup> )																				
略																						
計	33	<u>649,109</u>																				
施設名	施設数	貯水量 (m <sup>3</sup> )																				
略																						
計	33	<u>665,749</u>																				

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>26</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="398 400 994 448"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>26</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="398 659 994 707"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>26</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="398 890 994 1134"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン 容 器</td> <td><u>124,000</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 水道施設対策 略 1、2 略 3 応急復旧用資材等の調達</p>	略	略	資機材名	数量	備考	略			簡易ポリエチレン 容 器	<u>124,000</u>	略	略			<p>給水能力-2 (運搬給水) 平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="1021 400 1617 448"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="1021 659 1617 707"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>27</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1" data-bbox="1021 890 1617 1134"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン 容 器</td> <td><u>102,000</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 水道施設対策 略 1、2 略 3 応急復旧用資材等の調達</p>	略	略	資機材名	数量	備考	略			簡易ポリエチレン 容 器	<u>102,000</u>	略	略			
略																																
略																																
資機材名	数量	備考																														
略																																
簡易ポリエチレン 容 器	<u>124,000</u>	略																														
略																																
略																																
略																																
資機材名	数量	備考																														
略																																
簡易ポリエチレン 容 器	<u>102,000</u>	略																														
略																																

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 建設資機材 水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、災害時における物件の供給並びに応急対策の協力に関する協定に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 管類 送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定を締結している名古屋市指定水道工事店協同組合や(1)の協定の締結業者から調達する。</p> <p>4、5 略</p> <p>第3 略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>略</p>	<p>(1) 建設資機材 水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、「災害時における物件の供給に関する協定書」並びに「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 管類 送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、「災害時における応急復旧工事等の協力書」に関する協定を締結している名古屋市指定水道工事店協同組合や(1)の協定の締結業者から調達する。</p> <p>4、5 略</p> <p>第3 略</p> <p>【下水道施設応急対策】</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>



風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】 略 【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 略 【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】 略 第1 電力施設の現況 名古屋市域の主な電力系統図 附属資料編 <a href="#">407ページ</a>参照 第2～第4 略</p>	<p>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】 略 【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 略 【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社）】 略 第1 電力施設の現況 名古屋市域の主な電力系統図 附属資料編 <a href="#">計画資料図4</a>参照 第2～第4 略</p>	
22	215	<p>第25節 事業所等の安全対策 略 第1 事業所の安全対策 略 第2 有害化学物質等の安全対策 1 略 2 石綿飛散事故状況の把握 <u>区本部保健所班は、風水害等の災害発生に伴う石綿飛散事故の状況を、事業所</u></p>	<p>第25節 事業所等の安全対策 略 第1 事業所の安全対策 略 第2 有害化学物質等の安全対策 1 略 2 石綿飛散事故状況の把握 <u>(削除)風水害等の災害発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中</u></p>	対策の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに飛散防止措置をとるものとする。</u></p> <p>3 略 〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕 略</p>	<p><u>に飛散することを防止するため、建築物等の所有者及び市の関係部署は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。</u></p> <p>3 略 〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕 略</p>	
23	221	<p>第 28 節 農業対策計画 略 第 1 農業用施設及び農作物に対する応急措置 1 農地及び農業用施設に対する措置 <u>(1) 農業用ため池、農業用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水・門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施する。</u> <u>また、ため池等が危険となり、災害の発生するおそれが生じた場合で、水防活動を必要と認めるときは、災害対策本部総括部及び緑政土木部に通報</u></p>	<p>第 28 節 農業対策計画 略 第 1 農業用施設及び農作物に対する応急措置 1 農地及び農業用施設に対する措置 <u>(削除) 農業用水路等が (削除) 氾濫のおそれがある場合の農業用施設の操作 (立切・樋門の開放等) については、農業土木委員の協力を得て実施する。</u> <u>(削除)</u></p>	対策の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>し、水防活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 農業用ため池あるいは河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、農業団体の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合は、移動ポンプを活用して排水活動を実施する。</u></p> <p><u>なお、資器材が不足するときは、県に協力を要請する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 凍霜害に対する応急措置</p> <p>1 略</p> <p>2 通報</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）</p> <p>図中</p> <p><u>消防局防災・危機管理部災害対策課</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>また、河川等の決壊、氾濫により農業用施設が被害を受けたり、(削除)農地が冠水した場合は、地元農業団体・国・県と連携しながら応急復旧を実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 凍霜害に対する応急措置</p> <p>1 略</p> <p>2 通報</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）</p> <p>図中</p> <p><u>防災危機管理局危機対策室</u></p> <p>3 略</p>	<p>組織の改正</p>
24	226	<p>第30節 都市ガス災害対策計画</p> <p>略</p>	<p>第30節 都市ガス災害対策計画</p> <p>略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 ガス事故に対する応急措置 1～5 略 6 電路の遮断 略 なお、遮断後の電気の供給再開は、<b>供給</b>再開に<b>よる</b>二次災害が発生しないことを確認（保安上問題がないことを確認）した後に電気事業者が行う。</p> <p>第2 略</p>	<p>第1 ガス事故に対する応急措置 1～5 略 6 電路の遮断 略 なお、遮断後の電気の供給再開は、<b>(削除)</b>再開に<b>よって</b>二次災害が発生しないことを確認（保安上問題がないことを確認）した後に電気事業者が行う。</p> <p>第2 略</p>	表記の整理
25	228	<p>第31節 航空機事故災害対策計画 略 第1 略 第2 応急措置 略 1、2 略 3 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<b>被災者の収容所</b>及び遺体<b>収容</b>所等の設置又は手配を行う。</p> <p>4～7 略</p>	<p>第31節 航空機事故災害対策計画 略 第1 略 第2 応急措置 略 1、2 略 3 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、<b>避難所</b>及び遺体<b>安置</b>所等の設置又は手配を行う。</p> <p>4～7 略</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
26	234	<p>第33節 鉄道災害対策計画 略 第1、第2 略 第3 災害応急対策 1～3 略 4 救援・救護対策 (1) 略 (2) 被災者の発生状況から必要に応じ 救護所、<u>被災者の</u>避難所及び遺体安 置所の設置又は手配を行う。 5、6 略 第4 略</p>	<p>第33節 鉄道災害対策計画 略 第1、第2 略 第3 災害応急対策 1～3 略 4 救援・救護対策 (1) 略 (2) 被災者の発生状況から必要に応じ 救護所、<u>(削除)</u>避難所及び遺体安置 所の設置又は手配を行う。 5、6 略 第4 略</p>	表記の整理
27	243	<p>第34節 道路災害対策計画 略 第1、第2 略 第3 災害応急対策 1～3 略 4 救援・救護対策 (1) 略 (2) 被災者の発生状況から必要に応じ 救護所、<u>被災者の</u>避難所及び遺体安 置所の設置又は手配を行う。</p>	<p>第34節 道路災害対策計画 略 第1、第2 略 第3 災害応急対策 1～3 略 4 救援・救護対策 (1) 略 (2) 被災者の発生状況から必要に応じ 救護所、<u>(削除)</u>避難所及び遺体安置 所の設置又は手配を行う。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		5～7 略 第4 略	5～7 略 第4 略	
28	251	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 略</p> <p>第1 り災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 略</p> <p>2 り災証明書等の発行 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 証明願の災害対策委員確認欄については、災害の規模・状況等を考慮して、市本部との調整により記入を省略できるものとする。</p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 生活福祉資金の貸付 災害により、被害を受けた低所得世帯に</p>	<p>第2章 災害復旧計画</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 略</p> <p>第1 り災者台帳の整備・り災証明書の発行</p> <p>1 略</p> <p>2 り災証明書等の発行 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>り災証明願の災害対策委員確認欄</u>については、災害の規模・状況等を考慮して、市本部との調整により記入を省略できるものとする。</p> <p><u>(5) 被災証明願の災害対策委員確認欄に災害対策委員の奥書署名があった場合は、区役所職員の調査・確認を省略できるものとする。</u></p> <p>第2～第5 略</p> <p>第6 生活福祉資金の貸付 災害により、被害を受けた低所得世帯に</p>	<p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考				
		<p>対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）<u>第一次改正平成22年8月6日構成労働省発社援0806第2号</u>に基づき、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付を行う。</p> <p>略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="398 951 996 1002"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>（※）平成<u>26</u>年4月1日現在</p> <p>3 農林漁業関係の融資</p> <p>略</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="398 1243 719 1324"> <tr> <td>農林業施設資金 （災害復旧）</td> </tr> </table>	略	農林業施設資金 （災害復旧）	<p>対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）<u>(削除)</u>に基づき、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付を行う。</p> <p>略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1021 951 1619 1002"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>（※）平成<u>27</u>年4月1日現在</p> <p>3 農林漁業関係の融資</p> <p>略</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1021 1243 1341 1324"> <tr> <td>農林<u>漁</u>業施設資金 （災害復旧）</td> </tr> </table>	略	農林 <u>漁</u> 業施設資金 （災害復旧）	<p>表記の整理</p> <p>時点修正</p> <p>表記の整理</p>
略								
農林業施設資金 （災害復旧）								
略								
農林 <u>漁</u> 業施設資金 （災害復旧）								

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第9 略 様式 略	第9 略 様式 略	
29	264	第2節 災害復旧 第1、第2 略 〔激甚災害の指定手続〕 略 図中 災害対策本部本部室事務局 ( <u>消防局災害対 策課</u> ) ※〔予算補助〕 略	第2節 災害復旧 第1、第2 略 〔激甚災害の指定手続〕 略 図中 災害対策本部本部室事務局 ( <u>防災危機管理 局危機対策室</u> ) ※〔予算補助〕 略	組織の改正